

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 ： 80%を返還するものとする
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合： 50%を返還するものとする

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

Atom 株式会社

大阪府大阪市都島区片町 2 丁目 2 番 40 号

許可番号 27-ユ-303210